シルバー 安全通信

令和4年6月

発行元
東山梨地区広域シルバー
人材センター

適正就業とは？

シルバー事業における適正就業とは、高年齢者雇用安定法に則った就業を行うこと。

高齢法第38条

臨時的・短期的・軽易な業務に係る就業を希望する
高年齢者のために、これらの就業機会を確保し、提供すること。

臨時的・短期的な就業	・おおむね月に10日程度以内
軽易な業務	・1週間あたりおおむね20時間を超えないもの

適正就業を守らないと、こんなリスクが生まれます

リスク1
特定の会員に対して長時間・長期間継続して仕事を提供することで、
その会員の負担が増え余裕が無くなり、ミスや事故につながる。

リスク2
就業が軽易でなかったり、危険・有害な作業内容であると、
ケガや事故につながる。

全国 シルバー人材センターにおける最近の重篤事故発生状況

重篤事故＝死亡または6ヵ月以上の入院

	就業中			就業途上			総件数		
	死亡	入院	小計	死亡	入院	小計	死亡	入院	小計
平成28年度	15	6	21	4	3	7	19	9	28
平成29年度	22	10	32	11	3	14	33	13	46
平成30年度	29	8	37	14	2	16	43	10	53
令和元年度	12	9	21	6	10	16	18	19	37
令和2年度	14	12	26	13	2	15	27	14	41

ワークシェアリング（仕事の分かち合い）をしましょう
グループ就業や複数人でのローテーション就業をすることで、
1人に負担をかけない仕組みが生まれます。
共に助け合い働く事で新しい仲間も出来ます。

事務所の職員が下見をします
シルバー会員の皆さんが就業する際に危険ではないか。無理な
就業ではないか。事前に調査することでリスクを回避します。

会員の皆さんの安全・安心が確保され、適度に働くことで健康的な毎日を送れること。
生きがいを充実させること。それがシルバーが目指す適正就業です。

塩山事務所 ☎32-4110
山梨事務所 ☎22-4150